

東ソー(株)南陽事業所第2発電所第6号発電設備建設計画に係る
環境影響評価方法書に対する勧告について

平成16年2月19日
経 済 産 業 省
原子力安全・保安院

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、東ソー(株)南陽事業所第2発電所第6号発電設備建設計画に係る環境影響評価方法書について、東ソー(株)に対し、環境保全の観点から勧告を行った。
勧告内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：山口県周南市開成町4560番地
- ・出 力：22万kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続き

環境影響評価方法書受理	平成15年 8月29日
住民等意見の概要受理	平成15年10月31日
山口県知事意見受理	平成16年 1月23日

問合せ先：電力安全課 高取、伊藤（浩）
電話03 - 3501 - 1742（直通）
03 - 3501 - 1511（代表）
4921（内線）

【東ソー(株)南陽事業所第2発電所第6号発電設備建設計画に対する勧告内容】

調査、予測及び評価手法について

施設の稼働に伴う大気質については、排出ガス温度が約25℃と低いことから、有効煙突高の設定の際は、適切な排出ガス上昇高推定式の採用を検討し、予測及び評価を行うこと。